

久喜市自治基本条例（仮称・案）に対する意見を募集 します。

<p>案件を作成した 趣旨・目的・背景</p>	<p>自治基本条例は、市政運営の基本的ルールを定めるもので、旧久喜市では「久喜市自治基本条例」が制定されてきました。1市3町の合併にあたり、この「久喜市自治基本条例」は、「(旧)久喜市の例を参考に、市民の参画を得て新たに自治基本条例を制定する」とされており、新久喜市の「自治基本条例」を策定するものです。</p> <p>自治基本条例（案）の策定にあたっては、条例に盛り込む内容を検討する「市民ワークショップ」を開催したほか、公募の市民や学識経験者等で組織する「自治基本条例策定審議会」により、条例（案）の審議をお願いします。</p>
<p>案件に関する資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市自治基本条例（仮称・案） ・久喜市自治基本条例（仮称・案）の概要 <p>※資料は、市民参加コーナー及び市民参加のページで平成23年8月15日（月曜日）からご覧いただけます。</p>
<p>意見提出できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、通勤し、または通学する方 ・市内で事業を営み、または活動する方 ・市に対して納税義務を有する方 ・案件に利害関係を有する方
<p>提出期間</p>	<p>平成23年8月15日（月曜日）～平成23年9月13日（火曜日）</p> <p>※郵送の場合は、当日消印有効</p>
<p>提出方法・提出先</p>	<p>ご意見は、机上の意見書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参、FAX、Eメール、意見箱への投入で提出してください。</p> <p>〒346-8501 久喜市下早見 85-3 自治振興課自治振興係 FAX：0480-22-3319 Eメール：jichisinko@city.kuki.lg.jp</p> <p>【意見箱設置場所（市民参加コーナー）】 市役所（ロビー）、菖蒲総合支所、栗橋総合支所、鷲宮総合支所、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央公民館、東公民館、清久コミュニティセンター・西公民館、中央図書館、総合体育館第1体育館</p>
<p>検討結果の公表</p>	<p>提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方並びに施策の案を修正したときは、その修正内容を市のホームページ、市民参加コーナー等にて公表します。（氏名、住所は公表しません。）</p> <p>なお、個別の回答は行いませんのであらかじめご了承ください。</p>

【問い合わせ】

自治振興課 自治振興係
電話 0480-22-1111 内線 2622
jichishinko@city.kuki.lg.jp